

# マイナンバー適用拡大

## 改正法成立へ 預金口座とひもづけ

日本に住む全ての個人に割り当てる税と社会保障の共通番号(マイナンバー)の利用範囲を広げる改正マイナンバー法案が3日午後、衆院本会議で可決される。マイナンバーの導入自体は2013年成立の法律で決まっておりますが、今回の法改正ではマイナンバーと銀行の預金口座の結びつけを可能

にするなどの対応をとった。10月には12桁のマイナンバーを記した「通知カード」が各世帯に郵送され、来年初の運用開始に向け準備が始動する。マイナンバーは国内に住民票を持つ一人ひとりに割り振られる番号。行政の事務負担の軽減や公平な徴税、行政窓口での手続き簡素化などを目的

に導入される。個人は行政手続きにマイナンバーの提示を求められる一方、児童手当の申請に必要だった所得証明書などの添付書類が不要になるといった利点がある。13年のマイナンバー法成立に続く今回の法改正で、マイナンバーの利用範囲は広がる。一つは個人が持つ預金口座とマイ

ナンバーを結びつける「ひもづけ」。複数の口座を持つ場合でも税務調査で正確な貯蓄の把握が可能になり公平な徴税につながる。ひもづけは本人の同意が前提になる。メタボ健診や予防接種の受診履歴を、引越先の自治体や、転職先の健康保険組合で引き継ぐことも可能にする。

### マイナンバーで暮らしはこう変わる

- <2016年～>
- 児童手当の申請や確定申告でマイナンバーが必要に
  - 個人番号カードが身分証明書の代わりに
  - コンビニで住民票を取得(自治体による)

- <2017年～>
- 行政手続きで住民票などの添付が不要に
  - 個人番号カードが健康保険証の代わりに
  - 引越し時の水道・ガスなどの一括の住所変更が可能に
  - 予防接種の案内の受け取り

改正法の成立を受け、マイナンバー制度の始動に向けた作業が本格化する。10月にはマイナンバーを記した通知カードが住民票に記載された住所に簡易書留で郵送されるほか、16年1月以降はI

Cチップが埋め込まれた「個人番号カード」を市町村の窓口で受け取るようになる。実際に行政手続きでマイナンバーを使用が開始される。17年1月には個人専用インターネットサイトの「マイナポータル」の運用が始まる。一方、企業は従業員のマイナンバーを把握する必要が生じる。